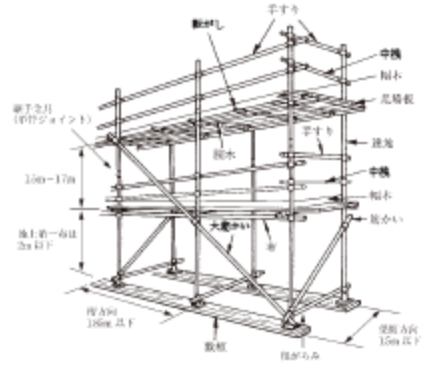

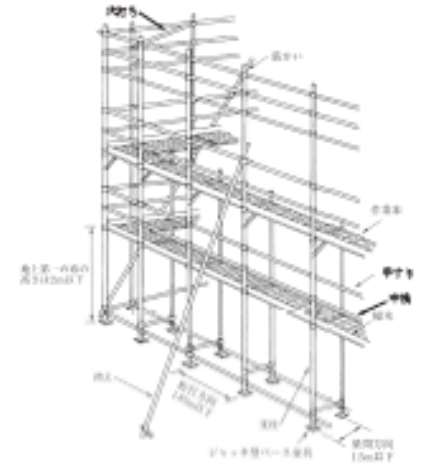
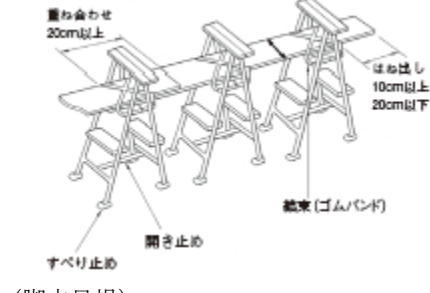
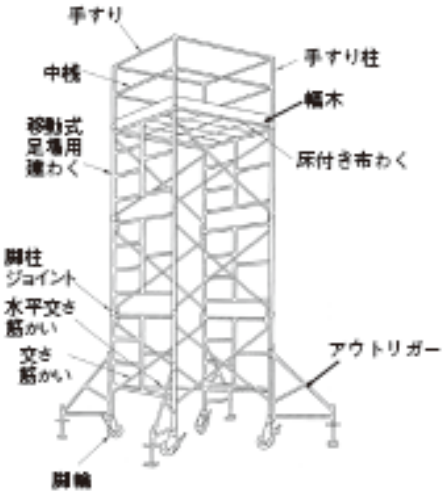


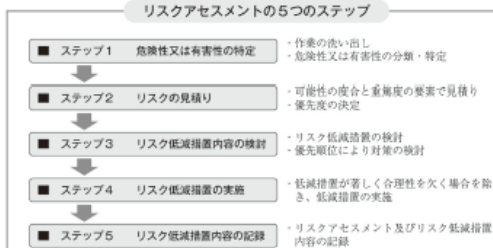


木造家屋建築工事の作業指針 No.216110
 新旧対照表 改訂 8 版 2 刷 (令和元年 9 月 30 日)

改訂 8 版 (平成 30 年 7 月 12 日)			改訂 8 版 2 刷 (令和元年 9 月 30 日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
94	表 6-1 1(1)	単管足場の構造図右記に差替(図省略)	94	表 6-1 1(1)	
95	表 6-1 1(2)	単管ブラケット足場、くさび緊結式ブラケット足場、脚立足場の構造図(右記に差替 図省略)	95	表 6-1 1(2)	 <p>(単管ブラケット足場)</p>  <p>(くさび緊結式ブラケット足場)</p>  <p>(脚立足場)</p>

改訂 8 版 (平成 30 年 7 月 12 日)			改訂 8 版 2 刷 (令和元年 9 月 30 日)										
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容								
96	表 6-1(3)	移動式足場の構造図の <u>アームロック</u> (削除) (図省略)	96	表 6-1(3)									
145	下から 2 行目	常、 <u>第三種</u> 接地工事となり、100Ω以下の接地抵抗値となる。	145	下から 2 行目	常、 <u>D種</u> 接地工事となり、100Ω以下の接地抵抗値となる。								
146	1 行目	漏電しゃ断器を設置して地絡時 <u>0.2</u> 秒以内に、～(省略)	146	1 行目	漏電しゃ断器を設置して地絡時 <u>0.5</u> 秒以内に、～(省略)								
146	3 行目	表 7-2 <u>第三種</u> 接地工事の接地抵抗値	146	3 行目	表 7-2 <u>D種</u> 接地工事の接地抵抗値								
146	表 7-2	<table border="1" data-bbox="287 985 654 1153"> <thead> <tr> <th>接地工事の種類</th> <th>機器・器具の区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>第三種</u> 接地工事</td> <td>300V以下の低圧用のもの (例：電動機、金属箱開閉器 金属電線管、バスダクト の鉄台及び外箱など)</td> </tr> </tbody> </table> (赤枠右記に修正)	接地工事の種類	機器・器具の区分	<u>第三種</u> 接地工事	300V以下の低圧用のもの (例：電動機、金属箱開閉器 金属電線管、バスダクト の鉄台及び外箱など)	146	表 7-2	<p style="text-align: center;">表 7-2 <u>D種</u>接地工</p> <table border="1" data-bbox="1021 1030 1404 1198"> <thead> <tr> <th>接地工事の種類</th> <th>機器・器具の区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>D種</u> 接地工事</td> <td>300V以下の低圧用のもの (例：電動機、金属箱開閉器 金属電線管、バスダクト等 の鉄台及び外箱など)</td> </tr> </tbody> </table>	接地工事の種類	機器・器具の区分	<u>D種</u> 接地工事	300V以下の低圧用のもの (例：電動機、金属箱開閉器 金属電線管、バスダクト等 の鉄台及び外箱など)
接地工事の種類	機器・器具の区分												
<u>第三種</u> 接地工事	300V以下の低圧用のもの (例：電動機、金属箱開閉器 金属電線管、バスダクト の鉄台及び外箱など)												
接地工事の種類	機器・器具の区分												
<u>D種</u> 接地工事	300V以下の低圧用のもの (例：電動機、金属箱開閉器 金属電線管、バスダクト等 の鉄台及び外箱など)												
178	図 8-1	(図省略 右記に差替)	178	図 8-1	 <p>備考：各標識は色彩の基準も定められており、この基準の色彩を使用しなければならない。 図 8-1 建災防統一安全標識</p>								
184 ～ 186	3 行目 ～ ～	F 安全帯の使用上の注意事項～ (差替)	184 ～ 189		F 安全帯の使用上の注意事項～ (修正追加)								

改訂 8 版（平成 30 年 7 月 12 日）			改訂 8 版 2 刷（令和元年 9 月 30 日）		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
197	挿し絵	 <p>(上記赤枠内)作業に必要な<u>明るさ</u>の確保 (下線右記に修正)</p>	197	挿し絵	作業に必要な <u>広さ</u> の確保
211	図 9-6	(図省略 右記に変更)	213	図 9-6	 <p>注) リスクアセスメントは、ステップ1からステップ3までをいう（「危険性又は有害性等の調査等に関する指針(解説)」による）が、本書ではステップ4（リスク低減措置の実施）とステップ5（リスク低減措置内容の記録）を含めて整理した。</p>
252	下から 3 行目	28 <u>安全带（墜落による危険を防止するためのものに限る。）</u>	252	下から 3 行目	28 <u>墜落制止用器具</u>
258	14 行 目下段	41 (右記を追加)	260	15 行目	41 <u>高さが 2 メートル以上の箇所であつて作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具（令第 13 条第 3 項第 28 号の墜落制止用器具をいう。第 130 条の 5 第 1 項において同じ。）のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務（前号に掲げる業務を除く。）</u>
269	5 行目	2 器具、工具、 <u>安全带</u> 等及び保護帽の機能を点検し～(省略)	271	5 行目	2 器具、工具、 <u>要求性能墜落制止用器具</u> 等及び保護帽の機能を点検し～(省略) (以下 <u>安全带</u> → <u>要求性能墜落制止用器具</u> に変更)
298	資料 1 一覧表	(右記追加)	298	資料 1 一覧表	(49～54 追加)